

住宅リフォームセミナー「民法改正、特定商取引法改正を踏まえた工事契約のポイント」の開催について

この度、県内の住宅相談窓口等の担当者や事業者を主な対象として、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会との共催により標記セミナーを下記のとおり開催いたします。

令和2年4月に約120年ぶりに民法が改正され、また昨年6月に特定商取引法が改正されました。これらのリフォーム工事請負契約に重要な法令の改正により、消費者保護が一層、重視される事となりました。

本セミナーは、住宅・建築業界の法律実務に精通する犬塚浩弁護士が、「民法」と「特定商取引法」の改正概要、「工事請負契約書」の改訂内容と契約時の注意点について、わかりやすく解説するものです。

つきましては、本セミナーへの参加を希望される方は、下記申込方法によりお申込みください。

記

- 開催日時 令和5年10月12日（木）14：00～15：50（開場：13：30）
- 開催場所 山形県自治会館 4階 401号会議室
（山形市松波4丁目1-15）
※会場の駐車場に限りがあるため、乗り合い等にご協力ください。
- 内 容 別紙の次第を参照願います。
- 申込方法
やまがた e 申請にアクセスし必要事項を入力の上、10月6日（金）までお申し込みください。
【やまがた e 申請 URL】
https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempString=reform
- セミナーに関するお問い合わせ先
山形県県土整備部建築住宅課 住まいづくり支援担当 小友
TEL：023-630-2154
FAX：023-630-2639



e 申請 QR コード